平成２２年（フ）第１３４号
奈良県磯城郡田原本町788番地、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字阪手770番地の４　102
債務者　三包　有香
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
埼玉県川口市西川口５丁目７番３号　スターハイツ203号、破産申立時の住所埼玉県川口市川口６丁目２番９―302号　メゾン高野
債務者　安藤　弘明
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
埼玉県和光市新倉２丁目14番50号　志幸新倉リゾートランド203
債務者　羽賀　正美
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
埼玉県幸手市南３丁目22番８号
債務者　大内　公治（旧姓吉海）
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
さいたま市大宮区高鼻町１丁目53番地７　東電株式会社高鼻寮リアルシンフォニー303号室
債務者　糸田　　稔
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
埼玉県朝霞市栄町１丁目６番55号　見晴荘101、住民票上の住所埼玉県加須市諏訪１丁目17番８号
債務者　矢部　博夫
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１号
岡山県倉敷市水江1498番地　エステート21・B203
債務者　板谷　伸介
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
岡山県浅口郡里庄町大字浜中93番地79
債務者　畦崎　まり
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
岩手県久慈市枝成沢第17地割94番地
債務者　和田　拾貴
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前11時20分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第２６号
岩手県久慈市夏井町閉伊口第２地割９番地２　高橋貸家
債務者　西村　晴子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前11時20分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第５４８号
横浜市港南区上永谷１丁目30番４号
債務者　中田由久美（旧姓出海）
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０１号
横浜市鶴見区仲通１丁目58番地12　マルエイビル401
債務者　諸見里江利香
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９７９号
横浜市中区西竹之丸27番地
債務者　楠　美由紀
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８号
川崎市宮前区犬蔵１丁目20番11号　田中荘201、前住所川崎市宮前区野川4101番地　青木マンション１―Ｂ
債務者　縮　　信男
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
川崎市宮前区犬蔵１丁目20番11号　田中荘201、前住所川崎市宮前区野川4101番地　青木マンション１―Ｂ
債務者　縮　加代子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
川崎市川崎区渡田山王町３番12号ドゥシェルⅠ―102
債務者　山田　崇人
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係